

## 金融商品仲介業に関する明示事項

以下は、金融商品取引法第 66 条の 11 に基づき、金融商品仲介業者がお客様に対して明示すべき事項を説明しています。お客様におかれましては、内容を十分理解したうえで、お取引を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. お客様の取引の相手方となる金融商品取引業者について

クロスゲート株式会社は、トレーダーズ証券株式会社「関東財務局長（金商）第 1 2 3 号」と提携する金融商品仲介業者「関東財務局長（金仲）第 4 1 0 号」です。クロスゲート株式会社は、トレーダーズ証券株式会社と「金融商品仲介業に関する業務委託契約」を締結し、金融商品仲介行為を行う者であり、当社の外務員は、所属金融商品取引業者（トレーダーズ証券株式会社）に雇用された外務員ではありません。

### 2. 代理権の不存在について

クロスゲート株式会社には、所属金融商品取引業者の代理権はありません。お客様は、所属金融商品取引業者と契約して取引口座を開設し、所属金融商品取引業者がお客様の注文を該当する取引所もしくは投資信託会社に取り次ぎます。クロスゲート株式会社は、お客様の注文が、所属金融商品取引業者に正しく受注されるよう、その仲介を行います。

### 3. 金銭又は有価証券の預託禁止について

クロスゲート株式会社は、いかなる理由を問わず、金融商品仲介業に関してお客様から金銭もしくは有価証券の預託を受けることは一切できません。また、クロスゲート株式会社と密接な関係を有する者（当社の役員又は使用人、当社の親法人等又は子法人等）も同様です。お客様は、所属金融商品取引業者に対して、金融商品取引にかかる金銭又は有価証券を預託することになります。

### 4. 受渡しについて

クロスゲート株式会社は、お客様と金融商品取引にかかる受渡しを行うことはありません。お客様は、取引の相手方となるトレーダーズ証券株式会社と受渡しを行うことになります。

金融商品仲介業

クロスゲート株式会社

関東財務局長（金仲）第 410 号

所属金融商品取引業者

トレーダーズ証券株式会社

関東財務局長（金商）第 123 号